

表1 園児保護者負担軽減費補助金

対象になる世帯	補助金額(月額)	
1人在籍の場合と同一世帯から2人以上、幼稚園、特別支援学校幼稚園類似の幼児施設、保育所または認定こども園に在籍している場合の最長の幼児(第1子)	同一世帯から2人以上、幼稚園、特別支援学校幼稚園類似の幼児施設、保育所または認定こども園に在籍している場合の左記以外の幼児(第2子以降)	
所得割が非課税になる世帯と生活保護世帯	9,500円	
所得割課税額が34,500円以下になる世帯	7,800円	9,500円
所得割課税額が34,501円以上183,000円以下となる世帯	6,800円	8,900円
所得割課税額が183,001円以上216,700円以下になる世帯	5,700円	8,300円
上記に該当しない世帯と幼稚園類似の施設(保育園は除く)に通園している世帯	3,300円	

課税額、非課税は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除と外国税額控除の適用前の平成20年度の市(区・町・村)民税に基づきます。

表2 就園奨励費補助金

対象になる世帯	補助金額(年額)		
1人就園の場合と同一世帯から2人以上就園している場合の最長園児(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次長園児(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)	
非課税となる世帯および生活保護世帯	146,200円	190,000円 (162,000円)	260,000円 (176,000円)
所得割が非課税となる世帯	110,800円	165,000円 (129,000円)	253,000円 (147,000円)
所得割課税額が34,500円以下になる世帯	84,200円	146,000円 (106,000円)	248,000円 (126,000円)
所得割課税額が34,501円以上183,000円以下になる世帯	59,200円	129,000円 (83,000円)	243,000円 (106,000円)

課税額、非課税は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除と外国税額控除の適用前の平成20年度の市(区・町・村)民税に基づきます。兄・姉が特別支援学校幼稚園、認可保育所、認定こども園か知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部(これらの施設の児童デイサービスの利用を含む)に通所する幼児の場合も人数に数え、当該園児が第何子になるかを決めます。同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄・姉がいる方は、その子を第1子(2人以上は第1・2子)とみなし、当該園児を第2子・第3子以降とし、()内の金額を適用します。

私立幼稚園の 保育料の一部を 補助します

私立幼稚園などに通園している幼児(4月1日現在3歳から5歳までと4月1日以降満3歳になった子ども)の保護者の方に、園児の父母の課税状況(ほかにその園児を扶養している方は、その方の分も含む)で補助金を交付します。園児保護者負担軽減費補助金 保育料の一部を補助



対象：私立幼稚園、私立の保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園または幼稚園類似の施設(保育園は除く)に通園している方
補助金額：表1のとおり
就園奨励費補助金 入園料と保育料の一部を補助します。
対象：私立幼稚園に通園

申請方法：表2のとおりから申請してください(市外の幼稚園などに通園している方で、幼稚園などから申請書が配られない方は、問い合わせください)。
問合せ 児童課 保育係 (直通) 558-1982

国民年金には納付が困難な方のために、負担を軽くする制度があります

受けられます。その他免除などが認められた期間には、老齢基礎年金を受取るために必要な期間に算入されます。一部免除が認められた方は、納付すべき額を納めなければ、未納と同じ扱いになります。学生納付特例、若年者納付猶予制度の承認期間中は、保険料の納付がない場合、年金額の計算には反映されません。承認を受けてから10年以内に保険料を納めることができます(追納)。問合せ 保険年金課 年金係(内線2425)、青梅社会保険事務所国民年金保険料課(0428-303415)

防災ボランティア 制度に基づく 被災建築物 応急危険度判定員 養成講習会

都では、防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員として登録できる方を募集します。登録を希望される方は講習会受講後、登録証を発行します。
期日
第1回：9月3日(水)
第2回：10月2日(木) 10時～12時
時間 午後1時40分～5時
場所 東京都庁第1本庁舎5階大会議場
対象 建築士(建築士法第2条に規定する1級、

2級、木造建築士)の資格がある方で、都内在住・在勤の方
定員 各500人
費用 無料
応急危険度判定員：余震などで建築物の倒壊など、二次災害を防止するため、地震発生後速やかに建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定します。
申込み方法 7月18日(金) 申込み方法 7月18日(金) (必着)までに、申込書に必要書類を添付し、郵送するか直接お持ちください。
申込書の配付・問合せ 地域防災課 防災安全係(内線2343)、東京都都市整備局建築企画課(03-5388-3348)

夏の血液 助け合い運動月間

夏には献血者が少なく、輸血用血液が不足します。献血は、駅前や繁華街などの献血ルームや献血バスなどで受け付けています。献血の際には、本人確認を行いますので、運転免許証、学生証など公共機関が発行した証明書などを提示してください。
受付時間 午前10時30分～午後1時15分、午後2時30分～6時15分
献血場所 立川献血ルーム(立川モディ地下1階) 527-1140、1月1日と12月31日と立川モディの休館日は休みです。
問合せ 東京都西赤十字血液センター(529-0405)へ

平井川流域 連絡会委員募集

都では、地元関係市と協力して、平井川を対象に自然を生かした地域に息づく親しめる川とするため、広く地元の方々と意見交換をする場として、流域連絡会を行っています。そこで、新たに2年の任期で委員を募集します。応募資格 平井川流域に在住・在勤・在学・市民団体で、年2回程度の会議に出席できる方
報奨金・交通費 なし
応募方法 7月22日(火)までに、平井川への思いや意見などを応募の動機について(の作文(800字程度)に郵便番号、住所、氏名、年令、性別、職業、電話番号を記入し、送付する(在勤・在学：市

夏季に起こりやすい 事故の防止

水の事故を防ごう
小さい子どもからは目を離さず、大人が付き添うようにしましょう。
体調がよくないときなどは、遊泳は行わないようにしましょう。
河川では、天候の変化に注意し遊泳などを中止しましょう。

熱中症を防ごう
外出時は、帽子や日傘などで直射日光を避けましょう。
こまめに休憩、水分補給をし、炎天下や非常に暑いなかでの長時間の作業・スポーツは避けましょう。
花火の事故を防ごう
花火を人に向けてたり、燃えやすいものの近くでは行わないようにしましょう。
使用前には説明書をよく読み、注意事項を必ず守り正しく取り扱います。花火をするときはバケツなどに水を用意し、残り火を完全に消しましょう。子どもだけでなく大人といっしょに遊ばしましょう。
問合せ 秋川消防署(595-0119)へ